

# 全面的国選付添人制度の実現を目指すシンポジウム みんなで支えよう、非行少年の立ち直り！！

日時 平成24年 3月 10日 (土)

場所 岡山弁護士会館 2階大会議室

〒700-0807 岡山市北区南方1-8-29

開場 午後 1時

開演 午後 1時30分 (4時30分終了予定)

**みなさんは「付添人」をご存知ですか？**付添人とは、非行を犯し家庭裁判所に送致された少年に付いて、審判（少年事件の裁判）に付き添ったり、少年の家庭・学校・交友関係などの環境を調整したり、被害弁償を行うなどして、その少年が少しでも更生できるように働く者のことをいいます。特に法的専門家である弁護士が付添人として少年に寄り添うことは、少年の更生に向けて非常に有意義であると言われています。

しかし、国が国費で選任する国選付添人は、殺人や強盗などのごく一部の重大な事件に限られており、**非行を犯したほとんどの少年には国選付添人がつくことはありません。**成人の場合に全ての被告人に国費で国選弁護人がつけられることと比較すると、成人より少年の方が権利保護が図られていない状況にあります。少なくとも観護措置の決定を受けた少年については、全て国費で国選付添人が選任されるべきではないでしょうか？

そこで、**今回のシンポジウム**では、長年付添人活動に熱心に取り組んでこられた東弁護士の講演、弁護士ではない立場で付添人をされている少年友の会の方を交えてのパネルディスカッションを通じて、非行少年の更生に向けて付添人に何ができるのか、弁護士付添人でなければならない点は何か、改めて、市民のみなさんと一緒に考え、全件国選付添人制度の実現に向けた議論をしたいと思っております。

## 内 容

### ① DVD「扉をひらいて」（少年非行を描いた演劇）上映

### ② 付添人活動の現状報告

～「付添人って何ですか？」「何をするんですか？」～

### ③ 東 隆司弁護士（NPO法人 子どもシェルターモモ理事長）による講演

非行少年の立ち直りと付添人活動の重要性～これまでの経験をふりかえって～

### ④ 熊本少年友の会会員、岡山少年友の会会員によるパネルディスカッション

※少年友の会…主に調停委員で構成する少年の更生を支援する団体で、岡山では男女2名で少年の付添人活動をしています。

たすつひ



参加無料。一般の方の参加可能です。駐車場がありませんので公共交通機関でお越し下さい。

**主 催 岡山弁護士会、共 催 日本弁護士連合会**

お問合せ

岡山弁護士会

TEL086-223-4401 FAX086-223-6566

